

震災復旧支援融資商品のご案内

杜の都信用金庫は、東日本大震災により被災された皆さまの、幅広い資金ニーズにお応えするために、震災復旧支援融資商品を取り扱いしております。

ファイナンスセンターまたはお近くの当金庫本支店にお気軽にご相談ください。

〔個人のお客さま〕 <お取扱い期限：平成28年9月30日（金）申込受付分まで>

| 災害復興支援ローン「みらい」 | |
|----------------|---|
| ご利用いただける方 | 以下の条件をすべて満たす個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 ・「東日本大震災」により罹災された方 ・満20歳以上で、安定した収入のある方 ・保証会社の保証を受けられる方 |
| お使用みち | 被災からの生活再建にかかる次の資金 (1) 住宅の補修・修繕費用 (2) 自動車の修理・買換費用 (3) 家具・家電等の修理・買換費用 お申込人ご本人が当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金および借換に伴う手数料（(1) から (3) のいずれかと合わせた申込に限ります） |
| ご融資限度額 | 500万円以内（1万円単位） |
| ご返済期間 | 3ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位／元金据置期間を含む） |
| ご融資利率 | 変動金利 年1.90% ※毎年4月1日および10月1日の当金庫変動金利型住宅ローン金利を基準とし、年2回見直しします |
| ご返済方法 | 毎月元金均等、または元利均等返済 ※ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内） ※元金据置（6ヵ月以内）のお取扱も可能です |
| 保証会社 | 一般社団法人 しんきん保証基金 |
| 保証人 | 原則必要ありません |
| 担保 | 必要ありません |
| 手数料 | 必要ありません |
| 保証料 | 必要ありません（金利に含まれております） |
| お持ち頂く書類 | (1) 本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート） (2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの ※ご融資金額100万円以内の場合は不要となります (3) 資金用途確認資料（注文書、見積書、請求書等） |

（平成28年4月1日現在）

※簡略標記しております。詳しくはファイナンスセンター、営業部店の窓口、お客さま相談係にお気軽にお申し付けください。

〔個人または法人のお客さま〕 <お取扱い期限はございません>

| | 復旧支援資金 | 災害緊急融資 |
|-----------|--|---|
| ご利用いただける方 | <input type="checkbox"/> 当金庫の会員または会員資格を有する方 <input type="checkbox"/> 被災を受けた建物を災害当時所有（または使用）していた個人または法人の方 <input type="checkbox"/> 罹災証明書（市町村発行）が発行されているもの <input type="checkbox"/> 当金庫所定の条件に合致される方 | <input type="checkbox"/> 当金庫の会員または会員資格を有する方 <input type="checkbox"/> 被災を受けた建物を災害当時所有（または使用）していた個人または法人の方 <input type="checkbox"/> 当金庫所定の条件に合致される方 |
| お使いみち | <input type="checkbox"/> 被災による建物、設備等の修復工事資金 <input type="checkbox"/> 被災に伴う今後の長期運転資金 | <input type="checkbox"/> 当座の生活資金や緊急の運転資金 |
| ご融資限度額 | <input type="checkbox"/> 1, 0 0 0 万円以内（1 0 万円単位） | <input type="checkbox"/> 5 0 万円以内（1 0 万円単位） |
| ご返済期間 | <input type="checkbox"/> 運転資金は1年以上5年以内 <input type="checkbox"/> 設備資金は1年以上7年以内（1ヶ月単位／元金据置期間を含む） | <input type="checkbox"/> 1年以上5年以内（1ヶ月単位／元金据置期間を含む） |
| ご融資利率 | <input type="checkbox"/> 利 率 当金庫所定の金利 | <input type="checkbox"/> 利 率 当金庫所定の金利 |
| ご返済方法 | <input type="checkbox"/> 法人および個人事業者の方は元金均等返済となります <input type="checkbox"/> 最長6ヶ月間、元金の返済を据置くことが可能です <input type="checkbox"/> 返済期間が1年以内の場合は、一括返済も可能です | <input type="checkbox"/> 元利金等分割返済となります |
| 保証会社 | ありません | |
| 保証人 | <input type="checkbox"/> 当金庫所定にて | <input type="checkbox"/> 当金庫所定にて |
| 担保 | <input type="checkbox"/> 必要に応じて、所有不動産に抵当権を設定させていただく場合があります | <input type="checkbox"/> 必要ありません |
| お持ち頂く書類 | <input type="checkbox"/> 資金使途確認書（見積書、請求書等） <input type="checkbox"/> 当金庫所定の書類 <input type="checkbox"/> 罹災証明書が必要となる場合があります | <input type="checkbox"/> 資金使途確認書（見積書、請求書等） <input type="checkbox"/> 当金庫所定の書類 |

（平成28年4月1日現在）

※簡略標記しております。詳しくは営業部店の窓口、お客さま相談係にお気軽にお申し付けください。

〔県・市長村の制度融資のご案内〕 <お取扱い期限：平成28年9月30日（金）実行分まで>

| | 宮城県の融資制度 | 仙台市の融資制度 | |
|--------|--|--|---|
| | みやぎ中小企業復興特別資金 | 仙台市中小企業育成融資経済変動対策資金（東日本大震災復興関連） | |
| ご利用対象者 | <input type="checkbox"/> 東日本大震災の被害により被災を受けた中小企業の方で、下記①②のいずれかに該当する方、かつ、宮城県信用保証協会の保証が得られる方。 ①施設・設備、事業用資産の損壊等が発生している方。 ②原則として震災の発生直後の最近3ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が前年同期に比して10%以上減少している方。 <input type="checkbox"/> 当金庫の会員または会員資格を有する方。 <input type="checkbox"/> 当金庫所定の条件に合致された方。 | <input type="checkbox"/> 下記①②のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている方で、宮城県信用保証協会の保証が得られる方。 ①平成23年政令第18号により激甚災害として指定された「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害」により被害を受けた方。 ②東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128号第1項第1号の認定を受けた方。 <input type="checkbox"/> 当金庫の会員または会員資格を有する方。 <input type="checkbox"/> 当金庫所定の条件に合致された方。 | |
| ご融資金額 | 8,000万円以内 | 5,000万円以内 | |
| 資金用途 | 事業再建に必要な資金及び経営の安定に必要な資金 (ケースにより借換資金を取扱うことも可能) | | |
| 融資形式 | 手形貸付・証書貸付 | | |
| ご融資期間 | 15年以内（据置期間3年以内を含む） | | |
| ご返済方法 | 一括返済又は分割返済 | | |
| 保証人 | 原則として、法人代表者の方以外は不要です | | |
| 担保 | ケースにより、必要となる場合がございます | | |
| ご融資金利 | 年1.5%（固定金利） | 同左 | 事業用建物の「罹災証明書等」を受けた方については、補給対象資金の融資金額の合計3,000万円を限度とし、融資実行から3か年後の月の末日までの期間において、仙台市から利子及び保証料の補給が行われます。 |
| 信用保証料率 | 年0.50%※中小企業会計割引及び協会特別割引が受けられる場合があります | 年0.70% | |
| 必要書類 | 市町村長が発行する罹災証明書等の写し、または、東日本大震災法第128条第1項第1号の規定による市町村長または特別区長の認定書の原本。 | | ①罹災証明書の写し又は罹災届出証明書の写し。 ②東日本大震災法第128条第1項第1号の認定申請書の原本。 |

（平成28年4月1日現在）

※簡略標記しております。また上記のほか、国の融資制度等も取扱いしております。詳しくは営業部店の窓口、お客さま相談係にお気軽にお申し付けください。